

## 渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」のキャラクター等の利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、販売を目的とする商品に、別表に定める渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」のキャラクター及びロゴ（以下「キャラクター等」という。）を利用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請及び利用承認等)

第2条 キャラクター等を利用しようとする者は、渋谷区PRキャラクター等利用申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、渋谷区PRキャラクター等利用承認通知書（別記第2号様式）により通知し、不承認は、渋谷区PRキャラクター等利用不承認通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により承認する場合において、利用に係る条件（以下「利用条件」という。）を付することができる。

(利用承認の制限)

第3条 区長は、キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の申請を承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 「あいりっすん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないとき。
- (8) その他区長が利用について不相当と認めるとき。

(利用承認の期間)

第4条 キャラクター等の利用承認の期間は、承認を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

(利用料)

第5条 キャラクター等の利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 第2条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに利用すること。
- (2) 裏返し、規格外の展開、一部使用等の応用利用をしないこと。
- (3) 別表に定める著作権表記を行うこと。ただし、区長が表記について不要と認めるときはこの限りでない。

- (4) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) その他区長が付した利用条件に従うこと。

(利用者の責任)

第7条 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、区に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

- 2 利用者が、キャラクター等の利用に際して、故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用承認内容の変更)

第8条 利用者が、承認された内容を変更しようとするときは、渋谷区PRキャラクター等利用変更承認申請書(別記第4号様式)に必要な書類を添付して区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認は、渋谷区PRキャラクター等利用変更承認通知書(別記第5号様式)により通知し、不承認は、渋谷区PRキャラクター等利用変更不承認通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(利用承認の取消し)

第9条 区長は、利用者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に反したときは、利用承認を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により利用承認を取り消したときは、渋谷区PRキャラクター等利用承認取消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(区の免責)

第10条 区は、前条の規定による利用承認の取消しにより、利用者が被った損害及び利用者が第三者に対して与えた損害に対し、一切の責任を負わない。

(利用の非独占性等)

第11条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標とするなど、独占してキャラクター等を利用する権利を付与し、商品及び利用者等について区の推奨を行うものではない。

(利用実態の調査)

第12条 区長は、承認したキャラクター等の利用実態について、調査をすることができる。

- 2 利用者は、区長から要請を受けた場合は、キャラクター等の利用実態を報告するとともに、キャラクター等を利用した制作物等の見本を提供しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び定めのない事項については、区民部長が別に定める。




附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

別表 渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」キャラクター等

	
キャラクター	
ロゴ	 <p>あいりっすん (IRISSN) (渋谷区PRキャラクター)</p>
著作権表記	©SHIBUYA CITY



別記第2号様式（第2条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用承認通知書

年 月 日

殿

渋谷区長

印

年 月 日付で申請のあった、渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」キャラクター等の利用については、下記のとおり承認します。

記

利用対象物			
利用目的			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
販売概要	小売価格（予定）	販売店舗数（予定）	製作数（予定）
利用条件	1 渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」のキャラクター等の利用取扱要綱を遵守すること。 2 制作物の完成後、渋谷区から依頼があった場合は、完成品（見本）の提供や販売状況等の報告を行うこと。		

別記第3号様式（第2条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用不承認通知書

年 月 日

殿

渋谷区長

印

年 月 日付で申請のあった、渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」キャラクター等の利用については、下記の理由により承認できません。

記

（理由）

別記第4号様式（第8条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用変更承認申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
代表者の氏名 印  
連絡先

渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」キャラクター等の利用を下記のとおり変更  
したいので申請します。

記

変更内容	(変更後)
	(変更前)
変更理由	
連絡先	(担当者)
	(連絡先)

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②渋谷区PRキャラクター等利用承認通知書の写し
- ③その他参考資料

別記第5号様式（第8条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用変更承認通知書

年 月 日

殿

渋谷区長

印

年 月 日付で申請のあった、渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」  
キャラクター等の利用変更については、下記のとおり承認します。

記

変更内容	(変更後)
	(変更前)



別記第6号様式（第8条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用変更不承認通知書

年 月 日

殿

渋谷区長

印

年 月 日付けで申請のあった、渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」  
キャラクター等の利用変更については、下記の理由により承認できません。

記

（理由）

別記第7号様式（第9条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用承認取消通知書

年 月 日

殿

渋谷区長

印

年 月 日付で申請のあった、渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」キャラクター等の利用については、下記の理由により承認を取り消します。

記

（理由）